

令和2年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費 (※うち「鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館」)	文化財課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
166,075	令和3年～7年度					166,075

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の専門性や創意工夫に基づき、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の運営において質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の利用に関する業務
2. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務
3. 鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の企画展示等に関する業務
4. その他鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理上、必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館は、平成20年度から指定管理者制度に移行した。1期目は20年度から22年度までの3年間だったが、2期目より期間を5年間とした。28年度から令和2年度までが3期目、令和3年度から7年度までが4期目の指定管理期間である。青谷上寺地遺跡展示館については、県・市による青谷上寺地遺跡ガイダンス施設の整備・完成時に廃止することとしているため、事業の進捗に伴い指定管理期間を変更する場合がある。

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団

前回債務負担額 平成28～令和2年度 154,830千円

指定管理料 H28 30,644千円 H29 30,904千円 H30 30,722千円

R元 31,268千円 R2 31,291千円

計 154,829千円

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。